

勝浦市 地域防災計画

[概要版]



令和3年3月

勝浦市



目次

I 勝浦市地域防災計画について

- 1. 計画の目的
- 2. 計画の構成

1

-
- 3. 被害想定

2

II 日頃からの備え

- 1. 災害種別ごとの予防対策
- 2. 防災意識の向上（自主防災体制の強化）

4

-
- 3. 要配慮者等の安全確保のための体制整備
 - 4. 備蓄・物流計画

5

III 災害発生時の対応

- 1. 災害対策本部活動

6

-
- 2. 避難対策

7

-
- 3. 救急救助・医療救護活動
 - 4. 救援物資供給活動

8

-
- 5. 応援要請
 - 6. 帰宅困難者等対策
 - 7. 災害廃棄物処理対策

9

-
- 8. 応急危険度判定・罹災証明書の発行
 - 9. 家族・知人の安否を確認する
-

10

I 勝浦市地域防災計画について

1. 計画の目的

「勝浦市地域防災計画」（以下「本計画」といいます。）は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、勝浦市防災会議が作成する計画であって、市域にかかる災害対策を実施するにあたり、住民、事業所、各種団体及び防災関係機関等が、平常時からの災害に対する備えと災害発生時に適切な対応をとるための大綱を定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害による被害を軽減することにより、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的としています。

2. 計画の構成

本計画の構成は、以下に示すとおりです。



第1編 総則編

計画の目的・構成、基本方針、防災関係機関等の業務大綱、市の概況、被害想定及び防災対策の基本方針を示しています。



第2編 地震・津波編

地震又は津波による建物被害や火災、津波浸水等に対する対策を示しています。「災害予防計画」、「災害応急対策計画」、「災害復旧・復興計画」のほか、「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び東海地震に関する警戒及び発生時の対応を示す附編「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」で構成されています。



第3編 風水害等編

台風や豪雨等による河川の氾濫、高潮、土砂災害等に対する対策を示し、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」、「災害復旧・復興計画」で構成されています。



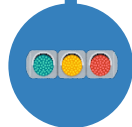
第4編 放射性物質事故編

放射性物質事故について、災害予防、災害応急対策を定めています。



第5編 大規模火災等編

大規模火災、林野火災、危険物等災害、油等海上流出災害について、災害予防、災害応急対策を定めています。



第6編 公共交通等事故編

海上事故災害、鉄道事故災害、道路事故災害について、災害予防、災害応急対策を定めています。



資料編

各計画と関連する条例、規則、危険箇所等の一覧表、防災関係機関の連絡先など、その他資料を掲載しています。

3. 被害想定

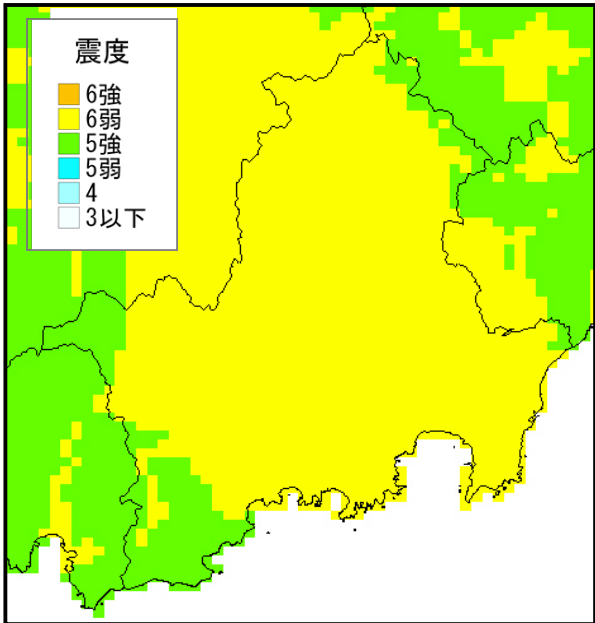
本計画の前提条件となる被害想定は、千葉県、本市の調査等に基づき、以下のとおりとしています。特に、地震対策については、東京湾北部地震の死者数をゼロとする減災目標を掲げ、予防、応急、復旧・復興の各段階における施策と目標を設定しています。

地震

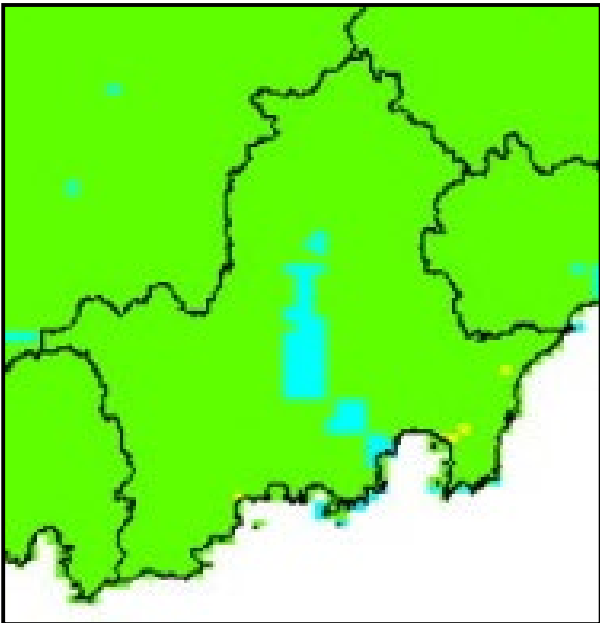
災害の想定：東京湾北部地震（M7.3）

※平成19年度千葉県地震被害想定調査

勝浦市の震度は、ほぼ全域が6弱と想定されます。市域の被害は、揺れによる建物全壊1,569棟、死者28人、最大避難者数7,308人です。また、液状化による建物被害は、全壊棟数が62棟です。



東京湾北部地震による震度分布



千葉県北西部直下地震による震度分布

東京湾北部地震				参考：千葉県北西部直下地震
地震の規模：M7.3（冬18時 風速9m/秒）				M7.3
被害想定の項目			被害量	被害量
建物被害	建物棟数		14,358棟	13,900棟
	揺れ	全壊	1,569棟(10.9%)	10棟(0.1%)
		半壊	3,163棟(22.0%)	140棟(1.0%)
	液状化	全壊	62棟(0.4%)	－
		半壊	－	－
	急傾斜地の崩壊	全壊	60棟(0.4%)	－
		半壊	139棟(0.9%)	－
地震火災	炎上出火件数		11件	－
	焼失件数		484件	－
人的被害	死者		28人	－
		うち要配慮者	8人	－
	負傷者		549人	20人
		うち重傷者	55人	－

津波

災害の想定：房総半島東方沖日本海溝沿い地震

※平成26・27年度千葉県地震被害想定調査

この津波による勝浦市沿岸部の最大津波高は約7.2m（部原東）、市街地の浸水深は約2m以上、地震発生から20～25分程度で浸水する想定です。



房総半島東方沖日本海溝沿い地震			
建物被害	全壊棟数		約700棟
	半壊棟数		約1,000棟
人的被害（最大）	早期避難者率低	死者数	約2,100人
		重傷者数	約90人
		軽傷者数	約170人
	早期避難率高＋呼びかけ	死者数	約720人
		重傷者数	約10人
		軽傷者数	約40人

災害の想定：「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定

※千葉県 平成30年11月公表

千葉県では、過去に津波被害をもたらした地震や、将来最大クラスの津波をもたらすと想定される5つの地震のシミュレーションを行いました。勝浦市沿岸部が影響を受ける地震は、延宝房総沖地震、相模トラフ沿いの最大クラスの地震で、津波浸水想定による勝浦市の浸水面積は448ha、最大津波水位は16.4m、最大津波水位に至る到達時間は11分、影響開始時間は1分と想定されています。

高潮

災害の想定：伊勢湾台風クラス（中心気圧：932hPa程度）

※平成17年度勝浦市防災アセスメント調査

部原、勝浦、鵜原、守谷、興津の海岸平野が想定浸水地域となります。特に、勝浦では勝浦漁港周辺、興津では興津駅南側の建物が密集する地域の浸水が想定されます。

洪水

災害の想定：夷隅川洪水浸水想定区域

※千葉県 令和2年5月28日公表

想定最大規模（24時間総雨量617mm）の場合、浸水深5m以上の洪水が予測されています。



土砂災害

災害の想定：土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

及び急傾斜地、土石流等の危険箇所・区域 ※令和3年3月現在

土砂災害警戒区域については、指定区域52箇所、指定予定区域436箇所



ため池

災害の想定：勝浦ダム

※勝浦市 平成26年3月作成

井堤堰 ※勝浦市 平成30年3月作成

勝浦ダム及び井堤堰が決壊してから60分後の浸水想定（ため池ハザードマップ）が公開されています。



Ⅱ 日頃からの備え

1. 災害種別ごとの予防対策



地震

地震の被害を軽減させる効果的な方法の一つとして、建物の耐震化が挙げられます。市は、国や県の動向を踏まえて「耐震改修促進計画」を改定し、住宅、公共施設等のさらなる耐震化促進に努めるとともに、ブロック塀等及び落下物の安全対策、家具等の転倒防止対策の促進等にも努めます。

津波

東日本大震災以降、房総沖や南海トラフ沿いの巨大地震の発生が懸念されています。市が津波リスクの高い地域であることを十分認識し、ソフト・ハードを組み合わせた総合的な津波対策を推進します。特に、津波ハザードマップの作成・周知、津波避難計画の見直し、津波避難体制の整備に努めます。

洪水

想定最大規模（概ね千年に1回程度）の降雨に基づき、夷隅川洪水浸水想定区域が公表されました。市は、新たな洪水浸水想定区域図に基づき洪水ハザードマップを作成し、住民への周知を行うとともに、要配慮者利用施設の避難確保計画の策定を進め、洪水時における避難体制の整備に努めます。

土砂災害

土砂災害防止法に基づく土砂災害（特別）警戒区域の指定が進められています。市は、土砂災害ハザードマップの作成、市ホームページでの公表等による普及啓発に努めます。また、円滑な警戒避難体制を確保するため、避難先、避難ルート、情報伝達体制等の整備に努めます。

2. 防災意識の向上（自主防災体制の強化）

災害による被害の防止又は軽減を図るため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の理念により、住民の自主的な救助活動や防災活動、予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行う自主防災組織の取り組みが重要です。このため、各地域における自主防災組織の設立や、各事業所の防災体制づくりの促進・充実を図り、災害時に住民、事業所等が円滑かつ的確に活動できるよう、平常時から実践に即した防災訓練を積極的に実施するよう支援を行います。

自主防災組織、事業者など地区居住者等は、共同して行う防災訓練、防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の防災活動における計画を地区防災計画として定め、市防災会議に提案することができます。

自主防災組織の構成と活動内容の例

本部

市との連絡
各任務の相互調整
活動方針の企画等
安否確認

連絡情報班

- ◎ 役員間の連絡
- ◎ 被害情報の収集伝達

消火救出班

- ◎ 住宅火災の消火
- ◎ 負傷者の救出

安否誘導班

- ◎ 安否集計・未集合確認
- ◎ 避難者誘導

衛生班

- ◎ 仮設トイレ運営
- ◎ し尿・ごみの管理

本部避難所班

- ◎ 本部の設営
- ◎ 避難所の設営・運営

点検復旧班

- ◎ 避難所の点検
- ◎ 巡回と危険物の撤去

救護給食班

- ◎ 負傷者の手当
- ◎ 緊急炊出し・給水



3. 要配慮者等の安全確保のための体制整備

災害が発生したときは、地域の方々が協力して、高齢者、障害者、要介護者の安否確認と避難支援ができるように、あらかじめ区・自主防災組織が中心となって、支援体制を決めておく必要があります。

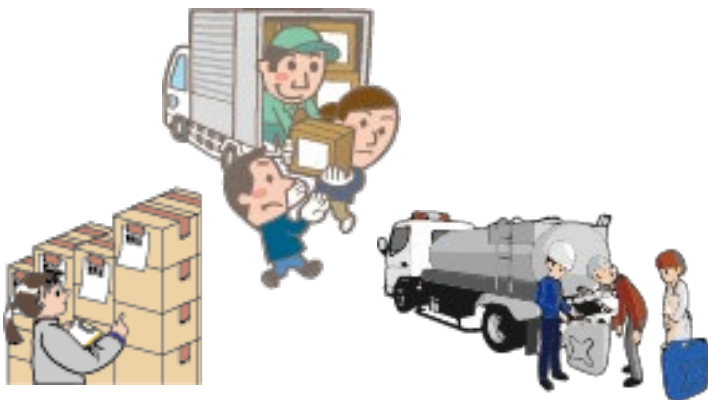
市は、地域と連携して、高齢者、障害者、乳幼児その他の「要配慮者」の把握に努め、要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿を作成するとともに、民生委員、消防団、区や自主防災組織、福祉関係者等と協力して支援を行う体制を構築します。



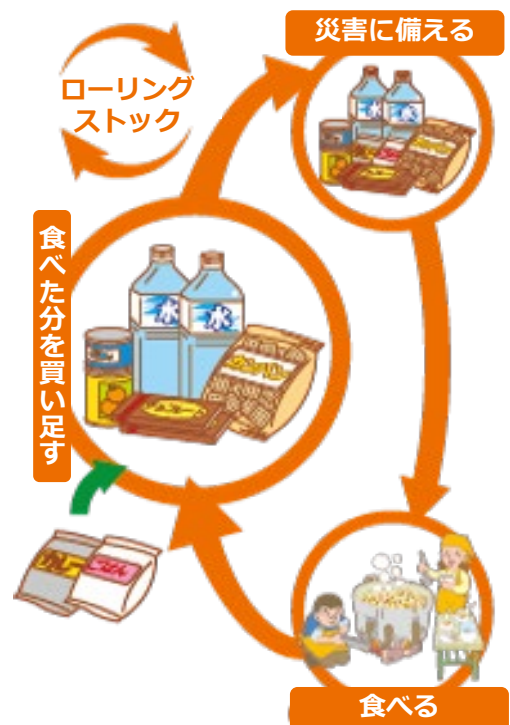
4. 備蓄・物流計画

住民や自主防災組織、事業所等に対し、平常時から、災害時に必要な物資の備蓄を最低3日、推奨1週間分の食料、飲料水、その他生活必需物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、ローリングストックによる備蓄について啓発を図ります。

市では、地震や津波による大規模な被災が懸念されることから、東京湾北部地震をモデルとした首都直下地震による避難者及び帰宅困難者に対応するため、住民の食料の持参率が30%、その他の供給（県や協定先）が20%であるため、全体必要数の50%を市の備蓄目標とします。また、市では、大量の物資の受入れや仕分けができる施設に限りがあることから、物資を受入れる拠点を一次集積拠点、物資の仕分けや避難所への輸送を行う拠点を地域集積拠点と定め、避難所等には最寄りの地域集積拠点から輸送することとしています。



一次集積拠点	総野地区	防災備蓄センター
地域集積拠点	勝浦地区	勝浦中学校
	興津地区	元興津中学校（興津集会所）
	上野地区	上野集会所
	総野地区	総野集会所



✓ ローリングストックとは

求められる備蓄品の量は推奨1週間分ですが、多めに8日分24食を用意して、毎月2食分を食べて補充をすると、最初に用意した非常食は1年ですべて入れ代わることになります。この方法ならば、消費期限が1年程度のレトルト食品でも非常用の備蓄品として保存でき、特別な非常食を購入する必要がなくなります。さらに各家庭の好み、アレルギー、食事制限等の配慮の中でも比較的自由なレパートリーを選択でき、結果として食べるものが同じものばかりになりがちな災害時のストレス軽減にも繋がります。

Ⅲ 災害発生時の対応



1. 災害対策本部活動

災害対策本部は、災害対策を実施するため市役所に設置される組織で、市長を本部長とします。市では、震度5強以上が観測された場合、大津波警報、気象等の特別警報が発表された場合に災害対策本部が設置されます。

地震・津波

風水害等

災害対策本部設置前の配備

情報収集体制

- 1 市内で震度4を観測し、消防防災課長が必要と認めたとき
- 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、同（巨大地震注意）が発表されたとき（自動配備）

- 1 市内に以下の気象等の警報が発表されたとき（自動配備）
[大雨/洪水/暴風/暴風雪/大雪/高潮]
- 2 深夜から明け方に上記の警報の発表が予想され、消防防災課長が必要と認めたとき
- 3 その他、被害の発生が予想され、消防防災課長が必要と認めたとき

災害即応体制

- 1 市内で震度5弱（自動配備）
- 2 千葉県九十九里・外房に津波注意報又は津波警報（自動配備）
- 3 東海地震注意情報（自動配備）
- 4 その他、被害が発生し、消防防災課長が必要と認めたとき

- 1 市内に土砂災害警戒情報、氾濫危険情報又は、「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき（自動配備）
- 2 気象警報（波浪を除く）が発表され、かつ市が暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき
- 3 深夜から明け方に1又は2の情報の発表が予想され、消防防災課長が必要と認めたとき
- 4 その他、大きな被害の発生が予想され、消防防災課長が認めたとき

災害対策本部設置時の配備

災害対策本部

第1配備

- 1 市内で震度5強（自動配備）
- 2 千葉県九十九里・外房に特別警報（大津波警報）（自動配備）
- 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）（自動配備）
- 4 内閣総理大臣が警戒宣言（自動配備）
- 5 以下のいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講じるため、市長（本部長）が必要と認めたとき
 - (1) 特に大きな被害が発生したとき
 - (2) 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき

- 1 市内に以下の気象等の特別警報が発表されたとき（波浪を除く）（自動配備）
[大雨/洪水/暴風/暴風雪/大雪/高潮]
- 2 以下のいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講じるため、市長（本部長）が認めたとき
 - (1) 市の一部が台風の暴風域に入ることが確実と予想されるとき
 - (2) 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
 - (3) 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき
- 3 市全体が台風の暴風域に入ることが確実と予想されるとき
※市域が暴風域に入るまでに配備するものとする

第2配備

- 1 市内で震度6弱（自動配備）
- 2 以下のいずれかに該当する場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき
 - (1) 広範囲にわたる災害が発生したとき
 - (2) 局地的災害であっても被害が甚大であるとき

- 以下のいずれかに該当する場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき
- (1) 広範囲にわたる災害が発生したとき
 - (2) 局地的災害であっても被害が甚大であるとき
 - (3) 大規模の災害発生を免れないと予想されるとき

第3配備

- 1 市内で震度6強（自動配備）
- 2 以下のいずれかに該当する場合で、市長（本部長）が全庁を挙げて災害対応が必要と認めたとき
 - (1) 広範囲にわたる災害が発生したとき
 - (2) 局地的災害であっても被害が甚大であるとき
 - (3) 大規模の災害発生を免れないと予想されるとき

- 以下のいずれかに該当する場合で、市長（本部長）が全庁を挙げて災害対応が必要と認めたとき
- (1) 広範囲にわたる災害が発生したとき
 - (2) 局地的災害であっても被害が甚大であるとき
 - (3) 大規模の災害発生を免れないと予想されるとき

2. 避難対策



(1) 指定緊急避難場所・指定避難所等の指定

市は、安全かつ確実に災害対策業務が実施できるよう、市庁舎の施設及び設備の整備を推進しています。また、耐震性の有無、夷隅川洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の指定・公表の状況を踏まえ、災害種別ごとに、以下の避難施設を指定しています。特に、指定避難所における感染症対策については、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組めます。

避難施設の種類	指定の概要
指定避難所	○災害によって自宅に住めなくなってしまった場合に、一時的に滞在し、避難生活を送る場所です。市内の小中学校等を指定しています。
指定緊急避難場所	○切迫した災害の危険から逃れるための場所で、災害種別ごと（地震、津波、土砂災害、洪水・内水氾濫、高潮、大規模火災）に指定しています。
津波避難ビル	○津波から緊急的に身の安全を確保するための施設です。民間施設および一部の公共施設を指定しています。
一時避難場所 (津波避難場所)	○避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険と自ら判断した場合の避難先として、一時避難場所（津波時）があります。

(2) 避難に関する情報

市は、災害が発生したとき、もしくは災害の発生が予想されるとき、以下に示す避難に関する情報を発令し、防災行政無線等により住民の皆さまに伝達します。

警戒レベル



5 災害発生情報	災害発生 ○すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとります。 ○市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意します。
4 避難指示（緊急） 避難勧告	全員避難 ○災害が発生するおそれが高くなり、緊急に避難します。 ・ 指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行います。 ○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとります。 ・ 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行います。
3 避難準備・ 高齢者等避難開始	高齢者等避難 ○避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難します。 ○その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、今後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましいです。 ○特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれます。

出典：避難勧告等に関するガイドライン（内閣府 平成31年3月）

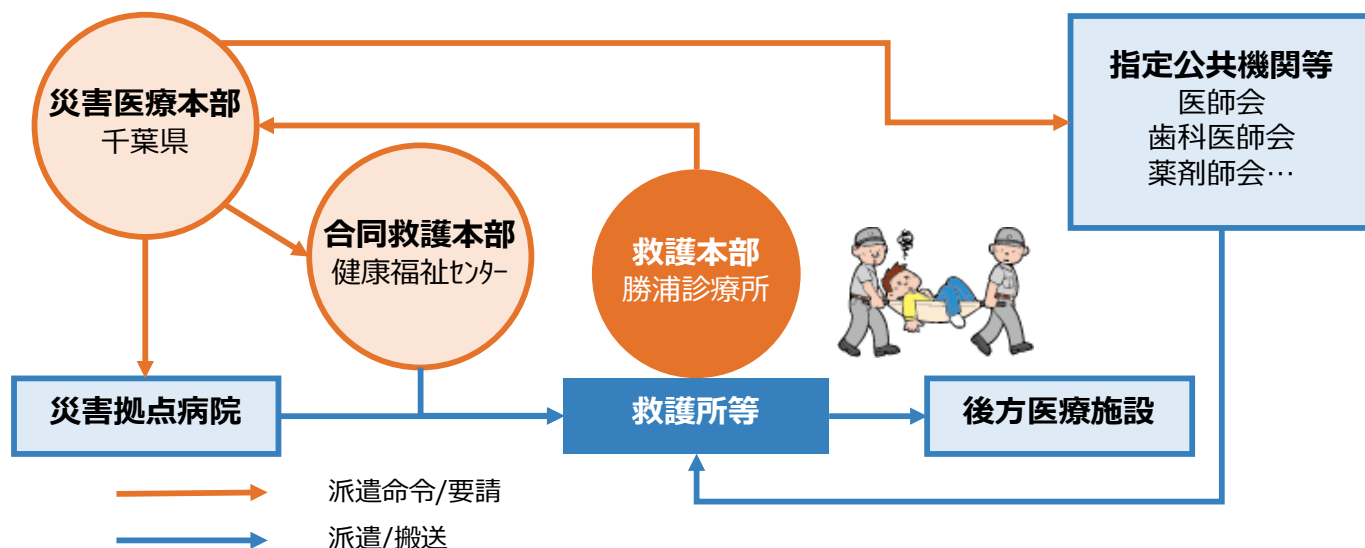
(3) 避難所の開設・運営

避難所は、施設管理者又は市職員（避難所職員）により開設します。避難生活が長期化する場合、避難所の運営は、避難者自らが避難所運営組織を立ち上げ、自治により行うことを基本とし、施設管理者、市職員がその運営を支援します。運営にあたっては、女性の参画により、男女双方のニーズや女性への配慮ができるようにします。避難所での生活が困難な高齢者や障害者については、福祉避難所を開設し収容します。

3. 救急救助・医療救護活動

多数の傷病者が発生したときは、健康福祉センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携し、勝浦診療所に救護所を設置し、応急手当等を行います。また、県の救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請します。

避難生活が長期化する場合は、避難所の巡回医療を実施して被災者の健康診断、感染症予防、エコノミークラス症候群等の予防、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のケアを行います。



4. 救援物資供給活動

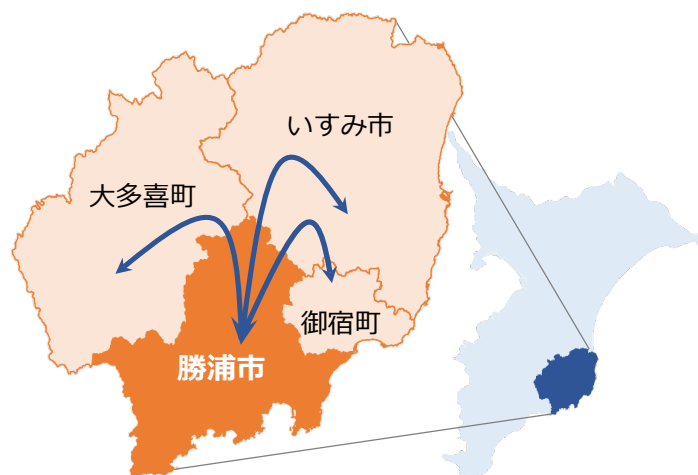
災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水、食料、生活必需品の供給活動並びに救援物資・要員等の輸送を行うための輸送車両、緊急輸送道路の確保等を行います。また、庁舎の燃料不足、電力不足により災害対策活動が滞ることを避けるため、協定の締結に努め、迅速な調達を行うとともに、県に対して電源車の要請を行うこととします。

なお、県における救援物資の供給支援は、市からの具体的な要請等に基づいて行うことが原則ですが、通信の途絶や市役所機能の低下等により行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される場合には、県は、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品物資等を送り込む「プッシュ型」による供給が実施されることとされています。



期間	給水量	水量の用途内訳
地震発生～3日	3L/人・日	生命維持のための最低限必要な水量
4日～10日	20L/人・日	簡単な炊事、洗面等最低限の生活を営むための水量
11日～21日	100L/人・日	浴用、洗濯等に必要水量
22日～28日	250L/人・日	平常時給水量

5. 応援要請



大規模災害が発生し、市単独では対応が困難なとき、市長は、県及び県内市町村、近隣2市2町、遠方の自治体、団体・民間企業等の協定締結先、消防・警察の広域応援、自衛隊の災害派遣等の応援を要請します。各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施します。

災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、市は、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整えた受援計画を定めるよう努めます。

6. 帰宅困難者等対策

一斉帰宅抑制の呼びかけ

災害発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、二次災害に見舞われるおそれがあります。また、大量の人々が路上にあふれた道路、鉄道等の公共交通機関は、場合によっては、救急・救助活動の妨げとなる可能性もあります。このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけることが重要です。

一時滞在施設の開設及び施設への誘導

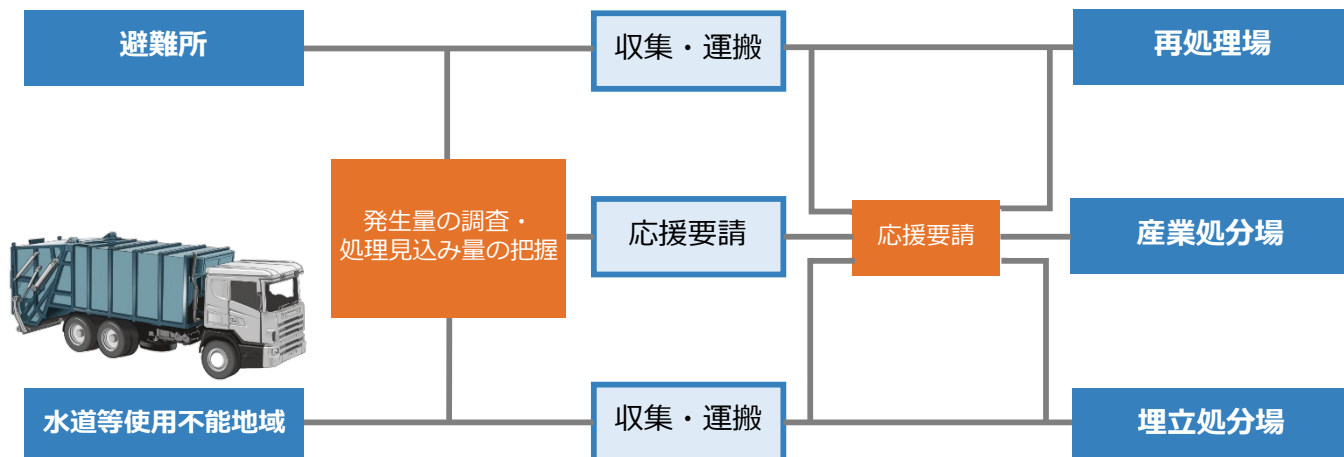
被災し、観光客が一時的に帰宅できない場合は、観光宿泊施設等との連携により、一時滞在や情報提供等の支援を行います。



7. 災害廃棄物処理対策

市は、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、災害廃棄物の適切かつ円滑な処理に努めます。また、がれき等の一次集積場所の確保に努めるとともに、し尿については、仮設トイレの確保、衛生・防疫面に十分配慮した処理に努めます。

がれき処理のフロー



8. 応急危険度判定・罹災証明書の発行

大規模な地震により被災した建物の、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施します。

住家の被害状況を把握し、罹災証明書を発行するため、住家被害認定調査を実施します。この調査結果をもとに、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」の区分で罹災証明書を発行します。この罹災証明により、被災者生活再建支援金の支給等の被災者支援を受けることができます。



住家被害認定調査

被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない (一部損壊)
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	10%以上 20%未満	10%未満

罹災証明書の交付

被害者支援措置の活用

9. 家族・知人の安否を確認する

大災害発生時は、電話がかかりにくい状況が数日続くことがあります。このような状況下では、「自分の安否を家族や知人に伝達する」ための「災害用伝言ダイヤル171」が開設されます。このサービスを利用して、災害時に家族間でコミュニケーションをとる方法を確認しておきましょう。

災害時の声の伝言板



伝言の **録音** 方法

171にダイヤル
↓
「1」をダイヤル
↓
*電話番号（市外局番から）
↓
伝言が録音される

伝言の **再生** 方法

171にダイヤル
↓
「2」をダイヤル
↓
*電話番号（市外局番から）
↓
伝言が再生される

*電話番号には、それぞれ次の番号を市外局番から入力してください。

被災地の方

自宅の電話番号 又は
連絡を取りたい被災地の方の電話番号

被災地以外の方

連絡を取りたい被災地の方の電話番号

※詳細は「NTT東日本 災害用伝言ダイヤルホームページ」を確認してください。 <https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/>

勝浦市地域防災計画 [概要版]

発行年月 令和3年3月

発行 勝浦市

編集 勝浦市消防防災課

〒299-5292 千葉県勝浦市新官1343番地の1

TEL 0470 (73) 1211 (代表)

